

令和6年度 有料老人ホーム立入検査 主な指導事項一覧

指導事項	ポイント
必要な研修及び訓練が行われていなかったため、改めること。	指針に基づき必要な研修及び訓練について、定期的実施する必要があります。また、円滑な業務運営に資するため、研修及び訓練内容について職員間の情報共有及び連携強化を図ってください。
必要なマニュアルが整備されていなかったため、改めること。	施設サービスの質の確保及び向上のため、指針に基づき必要なマニュアルを整備し、職員に周知徹底を図ってください。
消防法に基づく消防用設備等の機器点検が6か月に1度行われていなかったため、実施すること。	消防法に基づく消防用設備等の点検については、総合点検を年に1回、機器点検を6か月に1回行う必要があります。
避難等の訓練（年2回実施）のうち1回は夜間を想定したものとする。	避難訓練は最低年2回以上実施し、うち1回は夜間を想定した訓練としてください。
医療機関と協力する旨及びその内容を協定書等により取り決めること。	入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容について協定書等により取り決めておく必要があります。
運営懇談会を設置すること。	施設の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会を設置する必要があります。
洗剤等の誤飲・誤食を防止するための措置を講じること。	洗剤等の誤飲・誤食を防止するため、それらを保管するための鍵付き保管庫等を備える等、必要な措置を講じてください。
職場におけるハラスメント防止のための措置を講じること。	職場におけるハラスメントに対する方針を明確化し、職員に周知・啓発を行ってください。